

受 産 第 7 7 9 号
令 和 2 年 1 2 月 1 日

北栄町農業委員会
会長 濱坂 良男 様

北栄町長 松本 昭夫



北栄町農業施策に関する意見書の回答について

令和2年11月11日付けで意見書について、別紙のとおり回答します。

北栄町農業施策に関する意見書の回答

1 社会の変化に適応する農業施策への取り組み (コロナ禍後の地域、農業のあり方について)

① 移住促進にかかる受け入れ体制の整備

農業経験のない移住者が、移住と同時に農地を取得しても、農業経営を効率的かつ安定的に継続できないと考え、就農相談等により移住者の農業経験（体験含む）や作付希望作物、労働力の確保、機械の保有状況、資金等を聴き取りし、その人にあった研修や補助事業等の提案を行っています。

また、㈱北栄ドリーム農場が就農のプラットフォームとして機能し始め、地域おこし協力隊が退任して大栄西瓜やねばりっこの生産者となっており、徐々に生産組織の気運も醸成されつつあります。

今後、大型の整備導入支援事業等の検討の機会を通じて、生産組織と協議し、将来どのような産地にしていきたいのかビジョンを見据えながら、受け入れ態勢の整備等に向けても取り組みたいと考えております。

② 新しい農政推進の体制整備

「人・農地プラン」の実質化につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、多数の農家や関係者との会議や話し合いの場を設けることが非常に困難なため、想定していたスケジュールが遅れていますことについて、大変申し訳ありません。

ご指摘のとおり、新しい生活様式に対応した話し合い、個別のコミュニケーションが可能な新しい農政推進の体制を検討してまいります。

③ 「夢と希望が持てる農業のまち」の実現

令和2年9月、第2次北栄町まちづくりビジョンを策定しました。まちづくりビジョンは、北栄町の最上位の計画で、この度の策定に

において、産業分野、とりわけ農業においては、第1次から大幅な修正を図ったところでございます。

まちづくりビジョンの改訂により、個別計画に位置づけている「北栄町農業振興基本計画」も刷新する必要があります。新型コロナウイルス感染症対策事業等により、業務が集中し対応が遅れておりますが、令和3年度には見直しを行って、引き続き「夢と希望が持てる農業のまち」の実現を図ってまいりたいと考えております。

また、農業指導者連絡協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の県内発生の状況などにより、会議の開催ができておりませんが、形骸化している活動の構成を変えて実働しやすい組織に変えてまいりたいと思います。

2 農業者の経営改善を促進する取り組み

① 家族経営協定の締結促進

北栄町の農業は、家族経営が主体となっており、生産規模の拡大や多角化、計画的・効率的な生産体制の構築と共に労働の在り方や経営管理の合理化などの先進的な改革を進めていくうえでは、女性や後継者を平等なパートナーとして位置づけ、しっかりと意見を交わし、経営に反映していくことが重要ではないかと考えております。それらの点を踏まえても、家族経営協定については、協定の意味や重要性を様々な発信機会を捉えて、農業委員会の後方支援として一般農業者へ周知させるような働きかけをしてまいりたいと思います。

② 農業者年金の加入促進

農業者年金は、加入者が自ら保険料を積み立てる「積立方式」です。積み立てた保険料は運用され、毎年の付利額（運用収入）によって将来受け取る年金が決まる「確定拠出型」が採用されています。この「積立方式・確定拠出型」の財政方式は、保険料を支払っている世代の人数や、年金を受給している世代の人数の変化による財政的な影響を受けません。ですから、少子高齢化時代

でも安心できる安定した制度であります。

農業者が将来の経済的な生活基盤を確保するために、大切な制度であることを踏まえ、認定農業者の審査会や、農業次世代人材投資資金、親元就農促進支援交付金などの就農相談などの機会を通じて、加入勧奨してまいります。

3. 農業を地域で育て守る取り組み

① 町民が一体になる農業の行事を毎年開催する

アグリフォーラムにつきましては、開催にあたって関係農家、実行委員会等の負担が大きいことや、費用対効果の面においても検討した結果、10回目を区切りとし、見直しを図っていくこととなりました。

今後新たな生活様式のなかで、交流や農業、行事のあり方等について、YouTube や Twitter、Facebook などの活用も視野に入れて、しっかりと考えてまいりたいと思います。

また、公助・共助・自助の機能的な働きについては、その場面に応じて、少数でも関係者で真剣に議論する場を設け、対応してまいります。

② 農家相談を定期的に開催する

相談内容を共有し、連携して対応をはかってまいります。

4. 農業分野で直面する問題点への対策を強化する

① 鳥獣害対策の強化について

町としても、鳥獣が農業地帯を超えて、住宅地に出没するなどし、通学通勤等への心配やごみ集積所や住宅車庫等への被害など住民生活にまで影響が出始めていることに大変危惧しており、農地を電気柵やワイヤーメッシュで囲うだけでは、農業被害は防いでも、餌場を求めて移動して更なる被害を拡大させるだけになるという、町がこれまで警鐘を鳴らしてきた通りの事態となってい

ます。

そのため、昨年から実証的に電気柵やワイヤーメッシュ等について、地域で防護柵等の管理と捕獲をセットにした設置助成を行っているところであり、令和3年度は、国の助成制度を活用し、助成制度を拡大する方針です。また、令和2年度12月定例会において、貸出電気柵の補正を提案することとしています。

人と野生動物が共存できるような山間部の整備対策につきましては、新たな森林管理システムのなかで、森林環境譲与税などの活用を含めて検討を進めてまいります。

② 水稻栽培におけるジャンボタニシ対策について

現在、北栄町では「ジャンボタニシ防除対策連絡協議会」を立ち上げて、発生地域や今後拡大が懸念される地域の営農組織、湯梨浜町や倉吉市などでも出入作を行っている法人、県などを交えて、多角的に防除対策について話し合う機会を設けています。

また、10月議会臨時会では、町単独で秋冬耕起作業時にレーザーレベラーによって行う均平作業への助成事業を組むなどし、翌年の浅水管理により苗の食害を減少させる取り組みに着手しております。また、令和3年度当初予算では、防除薬への助成事業を組みたいと考えており、現在、県に対しても予算化を要望して費用の一部助成をお願いしているところです。

また、地域ごとの被害発生や生育分布の状況については、産地交付金の現地確認時などを利用して把握しているほか、普及所などとも連携してモニタリングしております。